

滋労発基 0921 第 1 号  
平成 28 年 9 月 21 日

公益社団法人滋賀労働基準協会長 殿

滋 賀 労 働 局 長

### 労働災害防止の緊急要請について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県内における労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあり、平成 27 年は 8 人と初めて 10 人未満となりました。しかしながら、平成 28 年は一転して増加傾向に転じ、9 月 16 日現在で 11 人と前年同期の 6 人に比べ、倍増に近い状況にあります。

特に、製造業における死亡者数が 5 人に上り、県内の死亡災害の半数近くを占めている現状であり、そのうち機械への「はさまれ・巻き込まれ」によるものが 9 月に入り 2 人となっています。

こうした事態を踏まえ、滋賀労働局では「死亡労働災害異常事態」を宣言し、各事業場に対する安全衛生管理体制等の見直しなど、死亡災害絶滅に向けた緊急的な啓発活動に取り組むこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても、死亡労働災害をこれ以上発生させないという強い決意のもと、事業場の安全活動を今一度見直していただき、特に下記の取組を労使一体となり徹底されるよう、貴会員事業場への指導を徹底されるよう要請します。

### 記

- 1 機械などへの「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止対策の徹底・再確認  
特に、非常作業時の運転停止と不安全状態の排除の徹底、危険箇所への覆い等の設置、一人作業時の安全対策の徹底
- 2 リスクアセスメントの実施による職場の危険箇所への再点検の実施
- 3 職場での安全な作業手順の徹底と個々の労働者への安全教育の実施

- 4 「滋賀県産業安全の日 無災害運動」への参加勧奨と参加による自主的な安全活動の活性化
- 5 「平成 28 年度滋賀地方安全衛生大会」への参加勧奨と参加者への災害防止対策の要請

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

担当：山口、木村

電話：077-522-6650